

住宅サポートローンワイド

(しんきん保証基金保証付)

2024年3月1日現在

商品名	住宅サポートローンワイド
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満18歳以上で、完済時の年齢が満80歳以下の方・安定継続した収入がある方・当金庫が定める審査基準を満たされる方・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方・当金庫の住宅ローン(有担保)をご契約中の方(当該住宅ローンが延滞中の方は対象外)・当金庫の会員となる資格のある方当金庫の地区内に住所または居所を有する方当金庫の地区内の事業所に勤務されている方当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。 なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの申込人又は申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫)が必要とする資金申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済に係る手数料を含む)当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限りです
ご融資金額	・500万円以内(1万円単位)
ご利用期間	・3ヵ月以上20年以内
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。・元金返済据置期間は6ヵ月以内です。・お借入金額の50%以内につき6ヵ月ごとのボーナス返済併用もできます。
保証人・担保	・(一社)しんきん保証基金が保証しますので、保証人は必要ありません。
保証料	・保証料はご融資利率に含まれています。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業サポート部(9時～17時、電話：052-913-1153)にお申出ください。・紛争解決措置：愛知県弁護士会(電話：052-203-1777)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業サポート部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) - もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業サポート部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。・アルファ優遇金利や子育て家庭応援特典(ぴよか・はぐみんカード)は適用外とさせていただきます。

中日信用金庫